

## 条 件

- 1 特定基地局の置局を着実に進めるとともに、マルチメディア放送の特性を生かした多彩なサービスの実現と受信端末の普及に取り組むこと。
- 2 開設計画に沿って、順次、認定基幹放送事業者が立ち上がることにより、全国的に安定した収益基盤を確立すること。なお、収益見通し等の資金計画に変化が生じた場合には、必要な収益確保等のため、推進体制等を迅速かつ適確に見直すこと。
- 3 できるだけ早期に全てのセグメント(9セグメント)を用いた認定基幹放送事業者の放送サービスが提供されるよう取り組むこと。
- 4 放送法第 120 条を踏まえ、資本関係の有無に関わらず認定基幹放送事業者の公平な取扱いを徹底すること。
- 5 既設の無線局等への混信等を防止するための措置を適切に実施すること。特に、航空無線航行システムについては、地域ごとの状況を踏まえて混信等を防止するための措置の内容を関係者と調整し、その了解を得た上で、基幹放送局の免許申請を行うこと。
- 6 テレビジョン放送(ブースター、有線電気通信設備を用いて受信するものを含む。)及び超短波放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための措置を適切に実施すること。また、相互変調等による超短波放送の受信に対する障害については、中波放送の FM 補完中継局等を開設する者と協力して、防止又は解消を図るための措置を適切に実施すること。
- 7 毎年度の四半期ごと及び総務大臣から求めを受けた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出すること。

以上